参考様式第5－1号

神　経　西　第　493　号
令　和　8　年　11　月　13　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	平野地区 （中村集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月13日 （第5回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現在、中村地区では、主食用水稲のほか、小松菜・ほうれん草等の軟弱野菜、枝豆等を生産している。後継者が不在である農地も点在しており、新たな農地引き受け手を確保する必要がある。
・高齢により営農をやめる農家も増えつつあり、耕作放棄地の管理不全が目立ってきている。
・兼業農家にとって、低収入や休日における草刈り作業が負担となり、後継の壁になっている。
・水稲では1枚の耕地面積が小さく、収益が上げづらい。ハウス野菜においても、資材高騰のわりに売値は上がらず、採算が合わない状況となっている。
・ほ場の集約化を図っても、高低差のある地形ゆえに必ず段差ができてしまい、必ずしも効率化を図れない。また、あぜに崩れや水漏れなど、メンテナンスが必要な農地も散見される。
・イノシシやアライグマ、ジャンボタニシの被害が目立ってきている。電柵化が進まず害獣対策が不足している。
・集落内で高速道路が建設中で、山を削った際に有害鳥獣が増加した。また、完成後の日照時間が気がかりな課題である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲、軟弱野菜、枝豆等の生産を継続的に取り組みつつ、高収益作物の取り入れについても検討する。
・電柵補助事業などを活用し、有害鳥獣対策に取り組む。
・兼業農家であっても、農地保全の観点の営農負担が少なくなるよう、草刈りや水張りへの機械導入による労力削減に加え、安価な機械レンタルサービスや人件費の補助など経済的支援の必要性について市やJAと情報共有を重ねる。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		31.0　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積(中津全体・中村含む)	72.5　ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・点在している小面積農地は段階的に集約化を図り、効率的な農地を確保していく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・「農業を担う者」のいない農地等については、農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。
（3）基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・耕作が出来なくなった農地について、集落内で引き受けられるよう情報共有できるようにしていく。また、集落内だけでは難しい場合は、集落外の担い手を確保できるよう市やJAとも情報共有していく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ラジコン草刈り機のレンタルやその他安価な機械レンタルサービスなどをJAや神戸農政公社などへ要請、情報共有しながら活用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。